



平成 24 年 度

# 市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	2
平成 24 年度の予算編成	4
“市民と行政との協働によるまちづくり”	6
・市民主体のまちづくりの推進	6
・コミュニティ活動の推進	7
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	7
・情報化の推進	8
・交流活動の推進	8
・広域行政の推進	9
・効率的な行政運営	10
・陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持	11
“安心して健やかに暮らせるまちづくり”	12
・健康の保持増進	12
・地域医療の充実	12
・子育て支援の推進	15
・地域福祉の推進	16
・高齢者福祉の充実	16
・障がい者福祉の推進	17
・国民健康保険	18
“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”	18
・循環型社会の形成	18
・消防	19
・防災対策の充実	19
・交通安全	20
・生活安全	20
・消費生活の安定	21
・住宅の整備	21
・都市環境の整備	22
・上水道・簡易水道の整備	22
・下水道・個別排水の整備	23
・道路の整備	24
・総合交通体系	24
・雪を活かし雪に強いまちづくりの推進	25
“創造力と活力にあふれたまちづくり”	26
・農業・農村の振興	26
・林業の振興	31
・商工業の振興	32
・雇用の安定	33
・観光の振興	34
・市街地再整備	35
“心豊かな人と文化を育むまちづくり”	36
・生涯学習社会の形成	36
・大学教育の充実	37

平成 24 年第 1 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

## はじめに

市長として市政を担わせていただき、間もなく 2 年が経過しようとしています。

この間、多くの市民の皆様から様々なご意見をいただきながら、「明るく元気なまちづくり」を積極的に進めてまいりました。

しかし、国の財政状況は、税収の減少や歳出の増加により財政赤字が拡大し、平成 23 年度末における公債残高は約 667 兆円と見込まれています。これは一般会計税収の約 16 年分に相当し、国民一人当たりになりますと約 524 万円の借金を背負うこととなります。また、ギリシャに端を発した欧州債務危機に揺れる中で、先進国で最悪の水準にある我が国の借金は、さらに膨張することが予想されます。

こうした中、東日本大震災の復興が本格的に始まりますが、その被害額は 16 兆円とも 25 兆円とも言われており、地方財政への影響やヨーロッパ経済の日本への影響など、先行き不透明な社会経済情

勢により、本市の厳しい行財政運営に拍車がかかると考えられることから、地方財政に係る国などの情報収集に一層努め、適切に対応してまいります。

平成 24 年度からは総合計画後期計画がスタートしますが、身の丈に合った健全な財政運営の下に、後期計画に基づく施策、事業を着実に推進して、目標とする将来像の実現に努めてまいります。

さらに、施策の推進にあたっては、市民が主役のまちづくりを基本に、課題を先送りせず、しっかりと将来を見据えて全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

## **市政推進の基本的な考え方**

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「市民と行政との協働」についてです。

市民自治を基本に、市民参加と協働による市民主体のまちづくりを進めるため、名寄市自治基本条例に基づき、パブリック・コメントの推進とまちづくりに関する情報の積極的かつ速やかな提供による情報の共有を図り、市民と行政が互いの役割と責任を適切に分担

して、暮らし続けたいと感じるまちづくりを目指してまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてです。

厳しい財政状況の下で、これまでも行政サービスの向上と効率的な行政を目指し、行財政改革を積極的に推進してきましたが、さらに質の高い行政サービスを提供するために、民間活力の導入・活用を進めてまいります。

また、まちづくりを堅実かつ効率的に進めるために、引き続き行財政改革を推進し、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員の育成と職責に応じたスキルアップを図るため、職員研修の充実に努めてまいります。

三点目は、「財産を生かしたまちづくり」についてです。

美しく豊かな自然環境に恵まれ、寒暖の差が大きい名寄の風土で育まれる良質で安全安心な農産物、中でも、もち米やアスパラガス、馬鈴しょ、かぼちゃなどは、本市が全国に誇る名産品です。

また、地域特性を生かした特色ある施設では、ピヤシリスキー場、ピヤシリシャンツェ、サンピラー交流館カーリングホール、さらに

は国内最大級の望遠鏡を有する市立天文台、道北地方の広域医療を担う市立総合病院や保健・医療・福祉の人材を育む市立大学、道の駅など多くの財産があります。これらの財産を活用し、地域の活性化と交流人口の拡大を図るため、官民一体となり地域資源を磨いてまいります。

## **平成 24 年度の予算編成**

次に、平成 24 年度の予算編成について申し上げます。

国の平成 24 年度予算編成は、「日本再生元年」「経済成長と財政健全化の両立」を基本的な考え方とし、さらに、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活など 5 つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むという基本方針が示されました。

一方、地方財政対策については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は、東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比 0.8 パーセント減の 81 兆 8,647 億円となりました。

このうち地方交付税は、前年度比 0.5 パーセント増の 17 兆 4,545

億円となり、歳出の別枠加算として「地域経済基盤強化・雇用等対策費」が創設されるなど、地方の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

こうした中、本市の平成24年度各会計予算については、市立大学や市立天文台、道立サンピラーパークなどの多くの財産を活用し、総合的な地域振興、観光振興などを推進することを念頭に、総合計画後期計画の具現化を最優先としました。

主な事業については、ハードでは食肉センター施設整備事業、(仮称)複合交通センター整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、(仮称)市民ホール整備事業などを、また、ソフトでは、エゾシカによる農作物被害などを防止する有害鳥獣駆除対策事業、小中学校の放課後の学習を支援する放課後子ども教室事業、多世代間交流と子育て支援を実施する地域活動事業など、多くの事業を盛り込んでいます。

これにより、一般会計予算案は194億4,497万4千円、前年度比3.2パーセントの減となりました。

また、8つの特別会計予算案は前年度比9.5パーセント増の82億7,169万円、企業会計予算案は前年度比7.7パーセント増の105億4,148万3千円となり、全会計の総額では前年度比2.2パーセント増

の 382 億 5,814 万 7 千円となりました。

なお、財源調整的に財政調整基金で 3 億 4,543 万 4 千円を取崩しましたが、普通建設事業の事業量を確保しながら、今後の公債償還や総合計画後期計画で想定される大型事業に備え、減債基金などの積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

## **“市民と行政との協働によるまちづくり”**

### **市民主体のまちづくりの推進**

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民ニーズの多様化や分権型社会に対応するため、市民と行政が連携・協力してまちづくりを進めることが求められています。

名寄市自治基本条例に基づき、住民参加制度のひとつであるパブリック・コメントの推進を図り、市民の皆様から広くご意見をお寄せいただくなど積極的にまちづくりに参画いただくとともに、透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるために、一層の情報公開に



努め、市政情報の共有を図りながら、市民が主体のまちづくりを進めてまいります。

### **コミュニティ活動の推進**

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住民に最も身近な自治組織である町内会は、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向にあります。

このため、地域の現状と課題を把握するためにアンケート調査などを実施し、地域コミュニティのあり方について検討を行うとともに、小学校区毎に連携・協力する体制として設置されている地域連絡協議会の活動に対して、引き続き支援してまいります。

### **人権尊重と男女共同参画社会の形成**

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

人権が尊重され平和で豊かな社会を実現するためには、日常生活における人権意識の普及・高揚が重要であることから、法務局や人権擁護委員と連携して人権教育、人権啓発活動を推進してまいります。

す。また、平成 24 年度は、北海道から地域人権啓発活動活性化事業の委託を受け、ラッピングバス、人権の花、講演会ほか、FM放送などを活用した啓発活動を展開します。

男女共同参画では、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度、慣行の見直しを進めるため、名寄市男女共同参画推進計画に基づき、広報・啓発活動のほか、研修会や講演会などを開催してまいります。

## **情報化の推進**

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成 24 年度は、総合行政システムの機器更新を行うとともに、これに併せてアウトソーシングによるクラウド化を行い、住民記録などの重要データ及びシステムの保護と管理をより確実なものとし、災害等の非常時においても住民サービスや窓口業務の停滞を招かぬよう努めてまいります。

## **交流活動の推進**

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リン

ゼイとの間で、交換学生に加えて友好委員会が中心となり市民訪問団の派遣を予定しています。また、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市との交流でも友好市民訪問団の派遣を予定しており、より強い交流の絆が育まれるよう支援してまいります。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島との間で、子どもを含めた人的交流や特産品販売のほか、交流人口の拡大に向けた事業展開など、充実した交流となるよう推進してまいります。

ふるさと会については、本市の情報発信と相互の情報交流に努め、側面からの支援を通じて人的・経済的交流を図るなど、活動の充実に向け支援してまいります。

## **広域行政の推進**

次に、広域行政の推進について申し上げます。

昨年9月の議会においてご審議いただき、関係11町村と協定を締結した「定住自立圏構想」については、平成23年度内に定住自立圏共生ビジョンを策定し、平成24年度からのスタートを予定しています。

「北・北海道中央圏」の複眼型中心市として、士別市とともにそ

の役割と責務を認識し、定住のための暮らしに必要な機能を確保し、圏域の活性化と地域特性を生かした魅力あふれる地域づくりに取り組んでまいります。

### **効率的な行政運営**

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

向こう5カ年の行財政改革の基本となる（仮称）「新・名寄市行財政改革推進計画（後期）」の策定に向けて、現在、行財政改革推進計画策定委員会で最終作業を進めています。

基本的な考え方としては、簡素で効率的な行政運営を推進するため施策推進体制の充実、人材育成の推進、組織のスリム化及び事務事業の改善を、健全な財政運営を推進するため歳入の確保及び歳出の抑制として、指定管理者制度による施設管理の民間委託をはじめ、公債費などの適正化や使用料・手数料、負担金・補助金の見直しを定期的に行います。

また、市民との協働の行政運営を推進するため自助、共助、公助の原則のもと、市民と行政の役割と責任を分担し、市民参加によるまちづくりを進めます。

なお、組織のスリム化に伴って職員の人材育成が急務であることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組み、職員自らの意識改革や資質向上に努めるとともに、北海道からの職員派遣の受入れ及び東京都杉並区への職員派遣を実施してまいります。

### **陸上自衛隊名寄駐屯地の堅持**

次に、自衛隊関係について申し上げます。

新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」では、道内の大幅な人員削減が回避されたものの、新大綱に基づく部隊改編において、全国にある高射特科群が 8 群から 7 群体制に縮小される状況にあると聞いています。

陸上自衛隊名寄駐屯地は、昭和 28 年の創設以来、まちづくりの様々な分野で地域との絆が極めて強く、定数削減や縮小は、災害などの地域の安全・安心、さらには地域社会・経済に与える影響が多大であることから、引き続き、関係機関、団体、期成会と連携し、地域住民の総意をもって、駐屯地の現体制の堅持に向けて国への要望活動に取り組んでまいります。

## “安心して健やかに暮らせるまちづくり”

### 健康の保持増進

次に、保健事業について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21」に基づき、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の啓発と市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことのできる体制づくり、さらに、がん検診、特定健診などの受診率の向上を目指し、積極的に生活習慣病の予防対策に努めてまいります。なお、本計画の目標年度が平成24年度であることから、生活習慣調査などを行い、次期計画に反映してまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談を通して、妊娠期から乳幼児期まで一貫した支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

また、感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図り、積極的に感染症予防の推進に努めてまいります。

### 地域医療の充実

次に、市立総合病院について申し上げます。

平成 24 年度の診療体制については、昨年 10 月から休診となり、市民はもとより医療圏内の多くの住民の皆様にご心配をおかけしていた「消化器内科」ですが、旭川医科大学第三内科の特段のご配慮により 4 月から 3 人の常勤医師を派遣していただけることになりました。なお、「循環器内科」「糖尿病・代謝内科」「呼吸器内科」については、常勤医による診療体制が維持されますので、以前に増して充実した内科の診療体制となります。

他の診療科については、皮膚科で常勤医が 1 人となり、減員分は出張医による応援体制となりますが、全体として大きな変更はありません。

慢性的な医師不足の中で、一度医師が不在となった診療科が半年で復活できることは、地方病院にとっては幸運なことではありますが、これまでの関係者の努力と当院が地域に果たしてきた役割が認められてのことと受け止めており、ご理解とご協力をいただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

「地域医療再生事業」については、当院では「道北圏地域医療再生計画」の中で 3 事業の指定を受け、現在それぞれの事業を並行して進めています。

地域周産期母子医療センター機能強化事業では、NICU（新生児特定集中治療室）及びLDR（陣痛・分娩・回復まで行う入院室）の整備を行い、すでに一部供用を開始しています。これにより、分娩時の環境、低体重児への対応能力などが大幅に改善されることとなります。

精神科病棟改築事業では、現在基本設計を行っており、外来診察室、55床程度の入院病棟、デイケア施設、24時間院内保育所などを中心に、6月頃までに取りまとめる予定となっています。

道北北部連携ネットワークシステム整備事業では、圏域内の医療機関をオンライン化して、診療情報の共有化を図るネットワークシステムを整備してまいります。

公立病院改革プランについては、平成23年度が「名寄市立総合病院改革プラン」の計画最終年度となります。

医療を取り巻く経営環境が厳しい中、これまで計画されている経常収支の黒字化達成に向けて努力をしておりますが、医業収益で大きなウエートを占める消化器内科の診療体制に変更が生じ、計画期間内での目標達成は困難な状況となりました。

これらを受け、平成24年度においては、新たな長期計画の策定に



ついて検討してまいります。

## **子育て支援の推進**

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援施策の充実については、「次世代育成支援後期行動計画」に基づき、次世代を担う子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを進めてまいります。

保育行政については、多様な保育ニーズに対応し、きめ細かな保育事業を進めるとともに、子育て支援センター事業では従来の支援に加えて、多世代交流をはじめ関係機関との緊密な連携のもと、家庭への訪問などその充実に努めてまいります。

障がい児福祉の充実については、改正児童福祉法の施行により、通所型障がい児支援施策の新制度への移行が平成24年4月から始まることから、総合療育センターにおける療育の更なる充実を図り、障がいを持つ児童とその家族が身近な地域において、適切な相談・支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

「子ども手当」及び「子ども・子育て新システム」については、今後も国の動向を的確に把握するとともに、情報収集と制度の研究

に努めてまいります。

## **地域福祉の推進**

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域住民との協働による福祉の推進を柱とした「名寄市地域福祉計画」を平成 23 年度において策定しました。

市民アンケートや福祉懇談会を通して市民の福祉に対する要望・意見を取り入れ、市立大学や福祉関係団体などと連携した事業の推進により「安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指すとともに、分野ごとの実施計画や社会福祉協議会で策定した「地域福祉実践計画」との整合性を図りながら、住民福祉の向上に努めてまいります。

## **高齢者福祉の充実**

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

本年 1 月末における 65 歳以上の高齢者人口は 8,295 人で、高齢化率は 27.52%となっています。

名寄市徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業については、関係機関

と連携を図り徘徊高齢者の早期発見に努めるとともに、ネットワーク体制の強化と拡大、認知症に対する市民意識の向上を図るため、模擬訓練を予定しています。

平成 24 年度から始まる「名寄市第 5 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスの各種事業を計画的に推進するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者個々のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努めてまいります。

## **障がい者福祉の推進**

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指した「第 3 期名寄市障がい福祉実施計画」を平成 23 年度において策定しました。

障害者自立支援法に基づき、就労支援による自立と安定した日常生活の整備に向けた計画として、平成 26 年度までの 3 カ年の事業量を見込み、地域住民をはじめ企業、福祉団体などと協働した事業の推進に努めてまいります。

## **国民健康保険**

次に、国民健康保険について申し上げます。

「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化のための財源措置が見込まれることから、低所得者層への負担軽減と今後の安定的な運営とが均衡する適正税率の実現に向けて、運営協議会、議会とも十分協議してまいります。

また、引き続き「国民健康保険事業安定化計画」の推進に取り組むとともに、特定健診・特定保健指導については、平成24年度が実施計画の最終年度となることから、目標達成に向けて高医療費体質改善のための有効な取組を進めてまいります。

## **“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”**

### **循環型社会の形成**

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、資源集団回収や段ボールコンポストの普及、3R運動を推進して環境意識の啓発に努めてまいります。

また、一般廃棄物最終処分場における環境衛生推進員の分別指導を継続して、ごみの分別、減量化を進め、発生抑制と資源化をさらに推進してまいります。

なお、新一般廃棄物最終処分場の建設整備については、近隣町村と協議を進め、広域における「廃棄物処理基本計画」を策定します。

## **消防**

次に、消防事業について申し上げます。

全国的に住宅火災による高齢者の焼死が多いことから、一般住宅及び高齢者世帯の防火訪問を強化するとともに、住宅用火災警報器の設置を進め、焼死火災発生の抑止に努めてまいります。

消防・防災体制については、老朽化した消防団車両及び消火栓の更新による体制強化を図り、地域の安全安心を高めてまいります。

また、消防・救急無線のデジタル化への移行を進め、広域的な災害に対応してまいります。

## **防災対策の充実**

次に、防災対策について申し上げます。

地域防災計画に基づく防災訓練の実施や自主防災組織の育成を図るほか、災害時要援護者のための避難支援対策など、防災対策の強化に努めてまいります。

また、他県等で大災害が起きたとき、被災自治体に迅速かつ的確な支援を行うことができる仕組みとして「災害時相互援助条例（仮称）」の制定に向けて取り組んでまいります。

## **交通安全**

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのために、関係機関・団体等と連携を深めながら「高齢者事故防止」「スピードダウン」「飲酒運転根絶」などのセーフティキャンペーンを軸とした通年運動や、4期40日間の期別運動、初夏や輸送繁忙期の特別運動、交通安全の日運動など、交通事故の根絶に向けて幅広い交通安全運動を展開してまいります。

## **生活安全**

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な市民生活の実現のために、関係機関・団

体などと連携して、犯罪防止に向けた運動を推進します。

また、名寄市安全安心地域づくり推進協議会、安全安心円卓会議を開催して、地域の状況把握・情報交換に努めるほか、青色回転灯装備車及び公用車による啓発活動を進めてまいります。

### **消費生活の安定**

次に、消費生活の安定について申し上げます。

消費者被害を未然に防止するため、消費者自らが正しい知識を得られるよう適切な情報提供と講座の開催等を実施します。

また、消費生活専門相談員のスキルアップを図り、適切な相談業務に努めてまいります。

### **住宅の整備**

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地 1 棟 10 戸の建設、新北斗団地 2 棟 8 戸の住戸全面改善、4 棟 16 戸の解体及び平成 25 年度着工分の実施設計を行ってまいります。

改善事業については、平成 23 年度から継続となる瑞生団地の水洗

化及び雑排水整備工事の完了を予定するとともに、公営住宅等長寿命化計画に基づき、ノースタウンなよろ団地の施設改修に係る実施設計を予定しています。

また、「名寄市住宅マスタープラン」の見直しを行うとともに、震災から生命と財産を守るための耐震診断、耐震改修に対する補助制度や相談窓口の活用について、広く市民にPRしてまいります。

### **都市環境の整備**

次に、公園の整備について申し上げます。

都市公園のリニューアル事業については、長寿命化計画に基づき浅江島公園ほか2カ所の老朽施設の改修を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

また、平成23年度から進めています市立天文台の駐車場及び大型バス転回路については、本格的な利用に向け、舗装工事を実施します。

### **上水道・簡易水道の整備**

次に、水道事業について申し上げます。

利用者に安全な水を安定供給するために、老朽管更新事業として



13 路線の老朽管を更新するほか、配水管網整備事業として南 11 丁目東通ほか 3 路線を整備してまいります。併せて漏水調査を継続することにより、有収率の向上を図ってまいります。

簡易水道事業については、安定した水道水源を確保するために、智恵文八幡地区簡易水道施設の改修事業に着手し、新たな井戸の掘削を行ってまいります。

サンルダムについては、現在、「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、ダム建設の妥当性について検証がなされていますが、ダムの有利性、必要性は明らかであると確信しており、今後とも、早期の本体着工による安定的な水源確保に向けて取り組んでまいります。

### **下水道・個別排水の整備**

次に、下水道事業について申し上げます。

安定した維持管理のために、名寄下水終末処理場送風機設備及び風連浄水管理センター監視装置の更新を行うとともに、雨水排水路豊栄川 3 号幹線の整備に着手してまいります。

また、処理場施設及び管渠施設の長寿命化に必要な基本設計、詳

細設計を実施します。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境を確保するために、合併浄化槽 8 基の設置を予定しています。

なお、上水道及び下水道については、経費節減目標などを盛り込んだ、第二次となる「上水道及び下水道事業の中期経営計画」に基づき、健全経営に努めてまいります。

## **道路の整備**

次に、道路整備について申し上げます。

継続路線では、郊外幹線道路として 19 線道路を、市街地生活道路として東 1 条通ほか 1 路線の整備を行い、このうち 19 線道路及び南 11 丁目東通については平成 24 年度完了の予定です。

新規路線では、都市計画道路として昭和通の 11 線道路を大通から西 4 条までの区間について、生活道路として西 4 条仲通を道路改良舗装に着手し、市街地の舗装率向上を目指してまいります。

## **総合交通体系**

次に、公共交通について申し上げます。

地域住民の足である公共交通を確保する観点から、バス路線維持対策を推進してまいります。

また、「名寄市地域公共交通総合連携計画」に基づき、市民、行政、関係者が一体となった「育む公共交通」の仕組みづくりとして、郊外におけるデマンド型バスの運行、市内循環バス 2 路線の再編に係るコミュニティバスの実証試験運行、公共交通への市民意識の醸成を行うとともに、(仮称)複合交通センターと市内商業施設、公共施設との交通結節機能を強化して、中心市街地の賑わい創設を目指してまいります。

### **雪を活かし雪に強いまちづくりの推進**

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪については、冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道 445 キロメートル、歩道 57 キロメートルの実施を予定しています。

排雪については、道路幅員確保と交通安全対策のためのカット排雪及び交差点排雪を重点に実施します。また、スリップ事故防止策として、危険箇所への砂散布を行ってまいります。

さらに、効率的・効果的な除排雪体制とするために、市道・私道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成事業を継続し、除排雪水準の向上に努めてまいります。

## “創造力と活力にあふれたまちづくり”

### 農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

農業・農村では、年間所得の減少、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況に直面していることから、国は昨年10月に「食と農林漁業の再生推進本部」において「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定しました。

基本方針では、「持続可能な力強い農業の実現」「6次産業化等による農山漁村の活性化」「食の安全と消費者の信頼の確保」の三本の柱を掲げ、具体的な行動計画を示して推進するとしています。

このことから、本市においても基本方針の内容を十分検討し、関係機関・団体と連携・協力して、担い手の育成や産地づくりに取り組むほか、昨年の異常気象による農作物被害に対する支援制度の創設、有害鳥獣による農作物被害の防止対策、6次産業化推進などの施

策を講じながら農業政策を展開してまいります。

また、平成 24 年度からは、これら施策の基本となる「新名寄市農業・農村振興計画」の後期実施計画が始まることから、実施計画の実行に向けて取組を推進してまいります。

昨年、政府が交渉参加に向けて関係国と協議入りすることを表明した「T P P（環太平洋経済連携協定）」については、未だ具体的な対応など不透明であり、農業を基幹産業とする本市にとって大きな影響が予想されることから、農業をはじめ関連する団体と連携して対応してまいります。

食育の推進については、「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係機関や団体が連携して、安全で安心な農産物の地産地消、農業体験などを推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成 24 年度産米の配分については、前年比 99.9%の 1 万 3,557 トンで、その内訳はもち米 1 万 2,010 トン、うるち米 1,547 トンと示されており、良質米生産に向けて取り組んでまいります。

戸別所得補償制度については、平成 23 年度から畑作物も含めて完

全実施となっており、平成 24 年度も継続されることから、産地資金等の有効活用を図るなど、関係機関・団体と協力して、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水保全管理支払交付金事業」について申し上げます。

中山間地域等直接支払制度は、第 3 期対策の中間年を迎えることとなります。名寄地域、風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同取組活動が行われており、名寄地域 3,207 万円、風連地域 6,319 万円が交付予定となっています。

「農地・水・環境保全向上対策」は、平成 23 年度から「農地・水保全管理支払交付金」に名称が変更となり、平成 24 年度も継続した取組が行われることとなりました。9 活動組織が行う共同活動支援として 1 億 6,476 万円、用水路等の農業用施設の長寿命化を行う向上活動支援として 4,167 万円がそれぞれ交付される見込みとなっており、対象農地の面積や単価について調整を進めてまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

農業技術の開発研究、実用化及び普及を促進する指導体制確立のため、関係機関・団体・農業者が連携し、高い技術に根ざした体質の強い農業づくりを目指します。

このため、引き続き営農技術指導体制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに努め、地域農業を支えるための取組を進めてまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

駆除したエゾシカの残滓については、地域の合意形成が図られたことから、焼却処理施設を建設して焼却処分することになりますが、施設は本年 4 月末に完成予定となっており、完成後、速やかに稼働してまいります。

なお、施設の運営にあたっては、環境等に十分配慮しながら進めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

飼料穀物や配合飼料をはじめとする生産資材等の高止まり、さら

には、昨年の異常気象に伴う飼料作物の収量減など、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関と連携して経営安定に向けた取組を進めてまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

食肉センターについては、施設の老朽化に伴う改修工事を平成 23 年度から 2 カ年計画で実施し、施設の衛生管理の向上及び作業環境の改善による安全で安心な食肉の提供並びに畜産振興により、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、平成 23 年度に整備を行った農畜産物処理加工施設については、8 月からの稼働を予定しており、安全で安心な畜産加工品の増産体制が図られることとなります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤整備・保全の事業を推進してまいります。



「道営経営体育成基盤整備事業」名寄東地区では、引き続き区画整理、暗渠排水、客土、用排水路などの整備を実施してまいります。

「道営基幹水利ストックマネジメント事業」弥生地区では、老朽化した基幹的農業水利施設の有効利用を図り、効果的な機能保全を推進するために、頭首工ゲート・揚水機場・幹線用水路の改修を進めており、平成24年度の完了を予定しています。

「道営ため池等整備事業」クラヌマ排水地区では、平成24年度から排水路の整備を実施してまいります。

## **林業の振興**

次に、林業の振興について申し上げます。

カラマツをはじめトドマツなどの人工林は、収穫の時期を迎えており、その豊富な森林資源は、今後の道産材の需要拡大に期待できる状況となっています。

一方、森林は、地球温暖化防止など多面的機能を持つ貴重な財産であり、森林資源の循環システムを確立して未来に引き継ぐ必要があることから、今後も森林の健全な育成を図るため、市有林の維持管理や造林を実施してまいります。

また、名寄市森林整備計画の変更より必要となった「森林施業計画」から「森林経営計画」への移行については、関係団体と連携しながら円滑に推進し、国・道の助成制度を活用しながら民有林の整備を図ってまいります。

## **商工業の振興**

次に、商工業について申し上げます。

道内の経済産業の動向は、個人消費や生産は横ばい、民間投資や雇用情勢、観光は持ち直しの状況とされていますが、公共投資は減少が見込まれるため、名寄地方における経済産業動向は、依然として厳しい状況にあると感じています。

このような状況の中、本市では中小企業振興条例に基づく支援制度のほか、平成24年度からスタートする「名寄市観光振興計画」の推進により、本市を訪れる方々の中心市街地への誘導を図り、地元商店街の活性化に取り組めます。

なお、中小企業振興条例については、都市再生整備計画に併せて実施する中心市街地の環境整備に必要な見直しを行い、拡充を図ってまいります。

次に、物産振興事業について申し上げます。

平成 23 年度に引き続き、道北圏や札幌圏、さらには首都圏における各種イベントなどへの参加、あるいは友好交流都市の東京都杉並区や東京なよろ会との交流事業など様々な機会を活用しながら、関係機関や団体と連携して、農産物などの特産品の販売・PRを進めてまいります。

## **雇用の安定**

次に、労働関係について申し上げます。

平成 24 年 3 月卒業予定の高校生、大学生の進路動向については、経済情勢が依然として厳しい状況にあって、雇用も厳しい状況にあります。

本年 1 月末における市内各校の就職内定率は、名寄高等学校及び名寄産業高等学校はともに 100 パーセントとなりましたが、市立大学 73.6 パーセント、市立大学短期大学部 90.6 パーセントとなっており、今後もハローワーク、商工会議所、商工会、企業、大学等と連携して就職希望者の雇用拡大に努めてまいります。

平成 24 年度の緊急雇用創出推進事業では、観光関係 2 事業で 4 人

の雇用を見込んでおり、就業機会の創出に努めてまいります。

季節労働者の通年雇用化のため、各種技能講習やホームヘルパー資格取得講習の充実、通年雇用支援セミナー、先進地視察など、研修機関や関係団体と協力しながら時代のニーズに適合した研修事業を展開し、雇用の促進に取り組んでまいります。

## **観光の振興**

次に、観光振興について申し上げます。

総合計画後期計画の主要施策「観光の振興」における具体的な事業を補完する「名寄市観光振興計画」では、基本理念を「本市の素晴らしい既存資源を見つめ直し、市民にその魅力を自覚してもらい、名寄に愛着と誇りを持ってもらうことにより、持続的な賑わいづくりを目指す」とし、この理念を踏まえて、基本目標を「交流人口の増加による経済効果の拡大」と定めています。

基本目標の実現に向けては、「名寄市民の満足度アップ」をはじめ四つの戦略目標を掲げており、初年度となる平成24年度には、市内関係機関・まちづくり団体などで構成するオール名寄の組織を設立し、計画に登載している戦略事業を多角的な視点から検討・検証

しながら効果的な事業展開を図り、交流人口の拡大に向けて取り組んでまいります。

ふうれん望湖台センターハウスについては、先に平成 24 年 3 月末での閉鎖を判断させていただきましたが、なよろ温泉サンピラーへの交通誘導や老人クラブなどの例会場の確保について、風連地域の町内会や老人クラブのご意見・ご要望を踏まえ、名寄振興公社と協議を重ねてきたところです。

4 月以降の対応については、これまで利用されていた市民の皆様にご不便をかけないように、最大限取り組んでまいります。

なよろ温泉サンピラーについては、前回の改修から 14 年が経過しており、建物やボイラー、給水施設、温浴施設などの施設改修について、指定管理者である名寄振興公社と協議しながら、緊急性や危険度などを勘案して計画的に取り組んでまいります。

また、ピヤシリスキー場については、第 1 ペアリフトの補修工事を進め、安全な施設運営に努めてまいります。

## **市街地再整備**

次に、市街地再整備について申し上げます。

(仮称)複合交通センターの整備については、平成25年4月の供用開始に向け、消費者や市民の利便性を考慮したソフト事業の構築に向け、商工会議所や入居予定の団体、関係企業と引き続き協議を進めてまいります。

また、商店街振興組合との協働により、市街地中心部の魅力を高める事業に年次計画で取り組み、消費者や市民など、多くの人々が市街地中心部を来訪することを促し、商店街のイメージアップを図ってまいります。

## **“心豊かな人と文化を育むまちづくり”**

### **生涯学習社会の形成**

次に、(仮称)市民ホール整備事業について申し上げます。

(仮称)市民ホールについては、「文化・芸術の拠点」「市民コミュニティの醸成の場」、さらには「賑わいづくりの場」として、既存施設の改修も含め、平成24年度中に基本設計及び実施設計を行ってまいります。

## 大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

平成 24 年度は、平成 22、23 年度に両大学が受けた大学評価の結果を踏まえ、教育研究環境の充実に向けての取組が重要と考えています。

保健・医療・福祉の分野で地域社会を支える幅広い職業人を養成し、地域や社会に貢献することを目指す大学として、教育環境の充実に努め、少人数によるきめ細かな教育実践により、魅力ある大学づくりをさらに進めるとともに、地域の振興と発展に寄与できる教育研究の向上に努めてまいります。

平成 24 年度は、依然として厳しい就職環境が続く中であって、学生への支援体制の充実を図るとともに、教育と学術研究の中心となる大学図書館の整備に向けて基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。また、引き続き特別支援学校教員免許の取得が可能となる教員免許法公開講座を実施し、地域の小中学校教員に対してスキルアップの機会を提供してまいります。

平成 24 年度入学者の一般入試状況については、短期大学部児童学

科の試験を2月1日に行い、募集人員20人に対し56人の受験があり、2月9日に28人の合格者を発表しました。平成22年度から取り組みました大学入試センター試験利用入試では、募集人員5人に対し志願者は30人で倍率6.0倍となり、3月5日に合格者の発表を予定しています。

保健福祉学部一般入試の前期日程では、3学科全体の募集人員71人に対し志願者は243人で昨年より73人減少し、平均倍率は昨年を1.1ポイント下回る3.4倍となり、2月25日に札幌と名寄の2会場で試験を実施しました。合格者の発表は3月5日に予定しています。

また、後期日程では、3学科全体の募集人員14人に対し志願者は203人で昨年より28人減少し、平均倍率は昨年を2.0ポイント下回る14.5倍となりました。3月12日に試験を行い、3月20日に合格者の発表を予定しています。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げました。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成24年度の市政執行方針といたします。